

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年3月7日 青森地方法務局八戸支局 登記官 西谷哲明
記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	第4204-2023-0001号	八戸市大字田向字館越下8番1
2	第4204-2023-0002号	八戸市大字田向字館越下8番2